

田中道子記念臨床研究奨励賞実施要綱

(平成 22 年 4 月 12 日理事会一部改正)

(平成 26 年 2 月 17 日理事会一部改正)

(令和 3 年 5 月 17 日理事会一部改正)

(令和 4 年 3 月 14 日理事会一部改正)

(令和 6 年 10 月 1 日変更)

(趣 旨)

第1条 故田中道子氏のご遺族より、東京科学大学医学部(旧 東京医科歯科大学医学部、以下「医学部」という。)に所属する若手研究者の研鑽に寄与するため、金300万円が贈られた。

第2条 癌の征圧等を目指す研究活動を支援する事が目的であり、基金は一般社団法人東京科学大学医科同窓会(以下「本同窓会」という。)において管理・運用する。

(選考の申し合わせ)

第3条 受賞者の選考に関する必要事項は田中道子記念臨床研究奨励賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)で審議し、本同窓会理事会に報告の上決定する。

(選考の基準および方法)

第4条 田中道子記念臨床研究奨励賞への応募は、本同窓会研究奨励賞の様式に則り、毎年8月31日までに行う。

第5条 過去2年以内に発表した臨床に関する研究論文に別紙申請を添えて、本同窓会事務室に提出する。

第6条 主として国内で行われた研究を対象とする。

第7条 研究奨励賞に応募した論文も応募できることとする。

第8条 申請資格者は、医学部または医学系研究科に在籍する本同窓会員とする。

第9条 論文発表当時在籍していたものも含める。

第10条 原則として40歳以下とする。

第11条 毎年原則として1～2名を授賞の対象とする。

第12条 提出書類を選考委員会で協議し、選考を行う。

(授 賞)

第13条 授賞は、ご遺族列席のもと、授賞式を開催して行う。

第14条 授賞は次の通りとする。

田中道子記念臨床研究奨励賞(賞状)、副賞30万円

第15条 受賞者は、授賞式で研究成果もしくは活動状況等を発表する。

第16条 選考過程、授賞の経緯等については、毎年、ご遺族に報告する。

(附 則)

1. 選考委員会は、当面の間、研究奨励賞選考委員会に委託する。
2. 平成25年12月24日、金300万円が追加贈られた。
3. 令和3年5月17日、理事会において理事の総意で田中道子記念研究奨励賞として存続することが決定された。原資は医科同窓会からの捻出とする。